

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県告示第三百四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法（平成二十八年岡山県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第二条第一項第六号の項中

自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示の時に作成した日から六月以内のものに限る。）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）

を

自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示の時に作成した日から六月以内のものに限る。）

に、同表第三条第二号口の項中

個人番号カード

還付された個人番号カード

を

個人番号カード

に、同表第九条第五項第六号の項

中

自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示の時に作成した日から六月以内のものに限る。）

を

還付された個人番号カード

自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示の時に作成した日から六月

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

以内のものに限る。）

に、同表第十条第三号ロの項中

本人の個人番号カード

本人の還付された個人番号カード

を

本人の個人番号カード

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 住友電工焼結合金株式会社

住所 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

氏名 代表取締役社長 小菅 敏行

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 住友電工焼結合金株式会社

所在地 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

- (3) 特定施設に関する事項
変更なし
(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	12 工業排水処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	化学処理				同左				
構 造	鋼板製				同左				
主 要 寸 法	16.3m×30.6m×5.3m				同左				
能 力	271.2m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				令和6年8月10日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				令和6年8月18日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				令和6年8月18日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続8時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	87.4	134.8	87.4	134.8	98.8	146.8	98.8	146.8
	p H	7.2	7.2	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	36.0	36.0	3.9	12.4	33.0	34.7	3.9	12.4
	C O D (mg/L)	54.0	54.0	5.0	10.0	49.5	52.0	5.0	10.0
	S S (mg/L)	190.0	190.0	8.2	12.4	169.0	175.5	8.2	12.4
	油 分 (mg/L)	15.0	15.0	2.0	2.0	13.5	13.9	2.0	2.0
	T-N (mg/L)	20.0	30.0	20.0	30.0	20.0	30.8	20.0	30.8
	T-P (mg/L)	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9	3.0	2.9	3.0
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	3,000	3,000	3,000	3,000	

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

区	分	変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		12 工業排水処理施設				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
	分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	大腸菌数 (CFU/mL)	-	-	-	-	800	800	800	800
	銅 (mg/L)	1	1	1	1	0.9	0.9	0.9	0.9
	鉄 (mg/L)	3	3	3	3	2.7	2.8	2.7	2.8
	スズ (mg/L)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5
	鉛 (mg/L)	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.05

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口No. 1				排水口No. 2	
	変更前		変更後		廃止	
	通常	最大	通常	最大	通常	通常
水量 (m ³ /日)	167.4	259.8	178.8	271.8	11.4	12
p H	5.8~8.6		同左		5.8~8.6	
BOD (mg/L)	3.9	12.4			10.0	20.0
COD (mg/L)	6.0	13.4	5.9	13.2	15.0	30.0
SS (mg/L)	8.2	12.4	同左		8.2	12.4
油分 (mg/L)	2.0	2.0			2.0	2.0
T-N (mg/L)	20.0	30.0	20.0	30.4	20.0	40.0
T-P (mg/L)	3.0	3.9	2.9	3.9	2.0	3.0
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000	同左		3,000	3,000
大腸菌数 (CFU/mL)	800	800			800	800
銅 (mg/L)	1.0	1.0	0.5	0.5	—	—
鉄 (mg/L)	3.0	3.0	1.5	1.5	—	—
スズ (mg/L)	0.5	0.5	0.2	0.3	—	—
鉛 (mg/L)	0.05	0.05	0.02	0.03	—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年7月2日から同月23日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

◎岡山県告示第三百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

A O I 倉敷病院

倉敷市四十瀬二九八―五

令和六年七月一日

こころ診療所

総社市中央六丁目一五―一〇八

令和六年七月一日

みどり訪問看護ステーション

真庭市西原六三

令和六年七月一日

◎岡山県告示第三百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

ホリエ薬局

総社市駅前一―八―七二

令和六年五月三十一日

藤沢脳神経外科病院

倉敷市玉島勇崎五八七

令和六年五月三十一日

山崎薬局

倉敷市水島西常盤町一―一―一六

令和六年六月三十日

トマト薬局 大島店

倉敷市大島五三六―二

令和六年七月一日

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県告示第三百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所 α

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘東二丁目二一五一三カントリーコート三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社 a c t . P L S

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘東二丁目二番五一三号カントリーコート三号

三 指定年月日

令和六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一五五二

五 サービスの種類

訪問介護

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県告示第三百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーション ケアリンク総社

2 所在地

岡山県総社市中原五八〇―六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

アビリティイ合同会社

2 所在地

岡山県総社市真壁一二九二―二

三 指定年月日

令和六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇八九〇―一九

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県告示第三百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所α

2 所在地

赤磐市桜が丘東二丁目二番五一三号カントリーコート三号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社 a c t . P L S

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘東二丁目二番五一三号カントリーコート三号

三 指定年月日

令和六年七月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇三二五

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県告示第三百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

えがおのさと

2 所在地

美作市林野三四二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人むすびこぶ

2 主たる事務所の所在地

美作市林野三四二番地

三 指定年月日

令和六年七月一日

四 事業所番号

三三一―五〇〇二三九

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県告示第三百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

パンジー

2 所在地

笠岡市笠岡二六六二番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人すみれ会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市笠岡二六八五番地

三 廃止年月日

令和六年六月三十日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇四一一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県告示第三百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ルネサンス

2 所在地

玉野市八浜町八浜一三三〇―二〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ルネサンスケア

2 主たる事務所の所在地

玉野市八浜町八浜一二三七番地一九

三 廃止年月日

令和六年六月三十日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇二四一

五 サービスの種類

重度訪問介護

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

〔三四二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
法人二税の税制改正等に伴うシステム改修業務
- 二 契約期間
令和六年五月二十日から令和七年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山県北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年五月二十日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
六五、四五五、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、九五〇、五〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

〔三四三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和六年七月二日

地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
農道整備	種	完了年月日
建部（下神目下）		令和五・一二・二七

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

〔三四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町北西三〇五番一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町三三九番地一パークタウン茶屋町A二〇六号

坂尾 裕也

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月十三日岡山県指令建指第六四号

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

〔三四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四五七番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目三番七―一号ブルースタ―東宮A館一〇三号

西村 文良

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月五日岡山県指令建指第八号

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

〔三四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字栢寺元三〇三番一〇、三〇三番一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区撫川一〇五九番地四クラウンフィールドN B―一〇一

青森 友紀

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月十七日岡山県指令建指第二六号

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

〔三四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字硯橋一九二番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三二〇番地三ソレイユシャトー一〇二

梶谷 祐紀

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月十五日岡山県指令建指第六七号

〔三四八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年七月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
サイバー電磁的記録解析用資機材 一式
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びサイバー電磁的記録解析用資機材の借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間
令和6年12月1日から令和9年11月30日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を3年間借り受けるものとして算定したリース料総額の36分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 納入する機器について、岡山県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長の確認

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和6年8月7日(水) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年7月2日(火) から同年8月26日(月) まで (岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和6年9月4日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和6年9月5日(木) 午前11時00分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和6年8月5日(月)までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和6年8月26日（月）午後4時までに入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be leased :
Equipment for analyzing cyber electromagnetic records 1 set
- (2) Lease period :
From 1 December, 2024 through 30 November, 2027
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 4 September, 2024
- (5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan
Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県人事委員会公示第五号

令和六年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

令和六年七月二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

1 岡山県職員B

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
事務	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
土木	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
林業	五名程度	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
電気	若干名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

2 市町村立小・中学校事務職員

試験区分		採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
小・中学校事務	A	七名程度	市町村立小・中学校等（岡山市立であるものを除く。）において、学校事務に従事する。
	B	五名程度	

二 受験資格

1 岡山県職員B

平成十五年四月二日から平成十九年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

試験区分	種目	内 容
事務 小・中 校事務	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。
土木	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。
	適性検査	性格、心理等について検査を行う。
農業土木	教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。
	専門試験	農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業と情報等）等について、択一式による筆記試験を行う。
	適性検査	性格、心理等について検査を行う。

- 1 第一次試験
- 三 試験の方法
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。
- 2 試験の方法
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。
- 3 次のいずれかに該当する者は、1又は2に該当する者であっても受験することができない。
- (1) 日本の国籍を有しない者
 - (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
 - (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者
- 市町村立小・中学校事務職員
- 平成六年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者
- B区分
- 平成十五年四月二日から平成十九年四月一日までに生まれた者
- (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者
- (2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

		電 気		林 業	
適性検査	専門試験	教養試験	適性検査	専門試験	教養試験
性格、心理等について検査を行う。	数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・情報等について、択一式による筆記試験を行う。	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。	性格、心理等について検査を行う。	森林経営、森林科学、林産物利用、測量等について、択一式による筆記試験を行う。	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。

2 第二次試験

(1) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(2) 口述試験

個別面接により行う。

四

試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	令和六年九月二十九日（日曜日）	試験会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟
			岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	令和六年十月二十六日（土曜日） 令和六年十月二十六日（土曜日）から 同年十一月三日（日曜日）までのうち 一日（第一次試験の合格者に対して、 岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎
-------	--	------	-----------------------------

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年十月九日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年十一月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一七三、三〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和六年七月二日（火曜日）から同年八月十六日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県人事委員会公示第六号

令和六年度岡山県警察行政職員B採用試験を次のとおり実施する。

令和六年七月二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員B	若干名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

- 平成十五年四月二日から平成十九年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
 - 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者
 - 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
- 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
 - 日本の国籍を有しない者
 - 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

- 第一次試験
教養試験
高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
- 第二次試験
口述試験
集団面接及び個別面接により行う。
 - 作文試験
表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
 - 適性検査
性格、心理等について検査を行う。
- 試験の期日及び試験会場
第一次試験

試験の期日	試験会場
令和六年九月二十九日（日曜日）	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和六年十一月七日（木曜日）から同月九日（土曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年十月十六日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年十一月下旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。
- 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。
- 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、短期大学卒一八三、七〇〇円、高等学校卒一七三、三〇〇円である。
- 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。
- 受験申込書は、令和六年七月二日（火曜日）から同年八月十五日（木曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- インターネットによる受験申込みは、令和六年七月二日（火曜日）から同年八月十五日（木曜日）の期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。
- その他

- 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山

県人事委員会事務局等で交付する。また、受験案内は岡山県人事委員会事務局及び岡山県警察本部のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県警察告示第二十四号

令和六年度第二回岡山県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和六年七月二日

岡山県警察本部長 河原 雄介

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定者数		主な勤務先及び職務内容
警察官A	男性 女性	八人	三人	
警察官B	男性 女性	十八人	六人	

二 受験資格

1 学歴、年齢及び性別

試験区分	受験資格
警察官A	平成三年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者 (2) 岡山県警察本部が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
警察官B	平成三年四月二日から平成十九年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。 (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者 (2) 岡山県警察本部が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者
 のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

1 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

警察官 A		試験区分
教養試験		種目
論文試験	適性検査	体力試験
身体検査 1	資格加點	
<p>七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技術及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。</p>		<p>指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。</p> <p>反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシヤトルランを行う。</p> <p>性格、心理等について検査を行う。</p> <p>表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。</p> <p>大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。</p>
英語	剣道	柔道
分野	資格・免許・検定・経歴	二段以上（講道館の段位に限る。）
<p>TOEIC 四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。）</p> <p>TOEIC Bridge 七八点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。）</p> <p>TOEFL (PBT) 四六〇点以上</p> <p>TOEFL (CBT) 一四〇点以上</p> <p>TOEFL (iBT) 四八点以上</p> <p>国際連合公用語英語検定試験 C 級以上</p>	<p>三段以上（全日本剣道連盟の段位に限る。）</p>	
内容		

	中国語	韓国語	財務	情報処理	スポーツ歴
上	中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあっては、三級以上） TECC四〇〇点以上	ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上	日商簿記検定試験二級以上	情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者	<p>令和六年八月十五日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ大会 日本選手権大会、国民スポーツ大会（国民体育大会を含む。以下同じ。）、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会</p> <p>(2) スポーツ ア 日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会（のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民スポーツ大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施さ</p>

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

					警察官B					
資格加點					身体検査1	体力試験	適性検査	作文試験	教養試験	
英語	剣道	柔道	分野	<p>七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技術及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。</p> <p>指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。</p> <p>反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシヤトルランを行う。</p> <p>性格、心理等について検査を行う。</p> <p>表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。</p> <p>高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。</p>						
実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEIC Bridge七八点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）四六〇点以上	三段以上（全日本剣道連盟の段位に限る。）	二段以上（講道館の段位に限る。）	資格・免許・検定・経歴							

	中国語	韓国語	財務	情報処理	スポーツ歴
<p>TOEFL (CBT) 一四〇点以上 TOEFL (iBT) 四八点以上 国際連合公用語英語検定試験C級以上</p>	<p>中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC四〇〇点以上</p>	<p>ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上</p>	<p>日商簿記検定試験二級以上</p>	<p>情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者</p>	<p>令和六年八月十五日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ大会</p> <p>日本選手権大会、国民スポーツ大会、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会</p> <p>(2) スポーツ</p> <p>ア 日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会 のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民スポーツ大会、全日本学生選手権又は全国高等</p>

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

直接通知する。

2 第二次試験（口述試験及び身体検査2）

試験の期日	試験会場
令和六年十一月十五日（金曜日）から同月二十一日（木曜日）までのうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県警察本部の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県警察ホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年十月九日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年十一月二十九日（金曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
 - (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載した者の中から、岡山県警察本部長が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。
 - (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- ### 2 給与
- (1) 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、次のとおりである。

試験区分	学歴	給料月額
警察官A	大学卒業	二二三、二〇〇円
警察官B	短期大学卒業	二一八、〇〇〇円
	高等学校卒業	二〇三、四〇〇円

七 受験手続

- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。
- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。
- 2 受験申込書は、令和六年七月二日（火曜日）から同年八月十五日（木曜日）まで

の期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、令和六年七月二日（火曜日）から同年八月十五日（木曜日）までの期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。また、受験案内は岡山県警察ホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

◎岡山県市町村職員共済組合公告第七六二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和五年度決算の要旨を公告する。

令和六年七月二日

岡山県市町村職員共済組合理事長

大 舌

勲

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務	計
15	10	2	42	69

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

2 組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年度累計額等

組合員種別	一般組合員		短期組合員	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	後期高齢者等短期組合員	市町村長長期組合員	船員一般組合員	船員短期組合員	任意継続組合員	計	第三号厚生年金被保険者
	一般職	特別職											
組合員数 (人)	16,946	72	8,283	25	2,327	3	53	2	7	5	403	28,126	19,348
長期標準報酬の月額 (千円)	6,557,602	44,790	-	15,980	934,900	1,860	-	1,270	2,700	-	-	7,559,102	7,541,582
長期平均標準報酬の月額 (円)	387,965	622,083	-	639,200	401,761	620,000	-	635,000	385,714	-	-	390,006	389,786
長期標準期末手当等の額の年度累計額 (千円)	25,619,227	198,348	-	73,699	3,501,128	8,308	-	5,876	9,997	-	-	29,416,583	29,354,801
短期標準報酬の月額 (千円)	6,665,262	53,030	1,518,196	20,420	934,960	2,600	11,142	1,500	2,700	1,090	98,210	9,309,110	-
短期平均標準報酬の月額 (円)	394,775	736,527	183,290	816,800	401,787	866,666	210,226	750,000	385,714	218,000	243,697	330,978	-
短期標準期末手当等の額の年度累計額 (千円)	25,674,498	228,298	3,161,827	96,399	3,501,128	9,231	16,459	7,194	9,997	1,804	-	32,706,835	-

3 組合の職員数

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	21人	3人	0人	2人	1人	27人

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

4 各経理単位別収支状況

短期経理	
(収入)	千円
短期負担金	6,298,857
介護負担金	823,572
短期掛金(任継掛金を含む)	6,389,852
介護掛金(任継掛金を含む)	834,427
連合会交付金	708,568
雑収入	2,007
補助金	0
利息及び配当金	350
賠償金	1,105
前年度繰越支払準備金	996,752
計	16,055,490
(支出)	千円
保健給付	7,782,199
休業給付	694,565
災害給付	450
附加給付	35,222
前期高齢者納付金	2,564,302
後期高齢者支援金	3,049,310
病床転換支援金	4
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	35
介護納付金	1,635,051
一部負担金払戻金	107,882
連合会払込金	190,954
連合会拠出金	812,997
業務経理へ繰入	30,551
任継掛金還付金	9,801
次年度繰越支払準備金	1,336,416
前期損益修正損	956
計	18,250,695
差引当期損失金	2,195,206
前年度末利益剰余金	4,659,389
次年度繰越利益剰余金	2,464,183

厚生年金保険経理	
(収入)	千円
負担金	16,031,717
[標準報酬の月額分]	(8,004,052)
[標準期末手当等分]	(2,664,754)
[公的負担金]	(4,276,144)
[追加費用]	(1,086,767)
組合員保険料	10,668,703
[標準報酬の月額分]	(8,003,969)
[標準期末手当等分]	(2,664,734)
計	26,700,420
(支出)	千円
負担金払込金	16,031,717
組合員保険料払込金	10,668,703
計	26,700,420

退職等年金経理	
(収入)	千円
負担金	876,318
[標準報酬の月額分]	(657,433)
[標準期末手当等分]	(218,885)
掛金	876,306
[標準報酬の月額分]	(657,431)
[標準期末手当等分]	(218,875)
計	1,752,624
(支出)	千円
負担金払込金	876,318
掛金払込金	876,306
計	1,752,624

経過的長期経理	
(収入)	千円
負担金	127,695
[標準報酬の月額分]	(8,876)
[標準期末手当等分]	(2,913)
[追加費用]	(114,589)
[旧恩給組合条例給付に係る払込金]	(1,317)
計	127,695
(支出)	千円
負担金払込金	127,695
計	127,695

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

退職等年金預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	10,210
計	10,210
(支出)	千円
支払利息	10,210
計	10,210

経過的長期預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	0
計	0
(支出)	千円
支払利息	0
計	0

業 務 経 理	
(収入)	千円
負担金	219,984
連合会交付金	90,991
利息及び配当金	27
短期経理より繰入	30,551
雑収入	21
計	341,574
(支出)	千円
役員給与	134,171
旅費・事務費	19,053
委託費	10,297
賃借料	27,003
普及費	13,403
負担金	21,042
消費税	5,302
連合会分担金	13,161
事務費負担金払込金	97,319
減価償却費	546
その他の支出	1,395
計	342,692
差引当期損失金	1,118
前年度末利益剰余金	498,080
次年度繰越利益剰余金	496,962

保 健 経 理	
(収入)	千円
負担金	283,350
[標準報酬の月額分]	(214,269)
[標準期末手当等分]	(64,929)
[特定健診等負担金]	(4,152)
掛金	279,187
[標準報酬の月額分]	(209,486)
[標準期末手当等分]	(64,929)
[任意継続組合員分]	(4,772)
保険手数料	28,062
連合会交付金	0
利息及び配当金	32
雑益	3,831
貸付経理より相互繰入	0
計	594,462
(支出)	千円
職員給与	17,609
厚生費	565,398
特定健康診査等費	29,692
[特定健康診査費]	(7,124)
[特定保健指導費]	(22,568)
旅費・事務費	4,083
委託費	10,950
賃借料	3,540
普及費・調査研究費	3,116
負担金	3,041
消費税	3,190
連合会分担金	3,852
宿泊経理へ繰入	0
減価償却その他の支出	257
計	644,728
差引当期損失金	50,266
前年度末利益剰余金	665,161
次年度繰越利益剰余金	614,895

令和6年7月2日 岡山県公報 第12613号

宿 泊 経 理	
(収 入)	千円
施 設 収 入	283,358
商 品 売 上	7,903
賃 貸 料	28,222
利息及び配当金	335
貸倒引当金戻入	303
貸付経理より相互繰入	25,000
償 還 差 益	10
計	345,131
(支 出)	千円
旅 費 ・ 事 務 費	2,795
商 品 仕 入	6,075
事業用消耗品費	9,694
飲 食 材 料 費	57,109
委 託 費	125,840
委 託 管 理 費	57,904
光 熱 水 料	29,663
修 繕 費	12,287
洗 濯 費	7,614
賃 借 料	6,065
普 及 費	7,106
負 担 金	12,599
消 費 税	2,874
保 険 料	811
被 服 費	242
減価償却費・固定資産除却損	54,702
貸倒引当金繰入	383
そ の 他 の 支 出	35
計	393,798
差引当期損失金	48,667
前年度末利益剰余金	215,768
次年度繰越利益剰余金	167,102

貯 金 経 理	
(収 入)	千円
利息及び配当金	725,157
有価証券売却益	42,656
償 還 差 益	3,395
計	771,208
(支 出)	千円
職 員 給 与	7,417
旅 費 ・ 事 務 費	3,451
賃 借 料	2,390
普 及 費	2,700
負 担 金	1,292
消 費 税	721
支 払 利 息	621,386
そ の 他 の 支 出	436
計	639,793
差引当期利益金	131,414
前年度末利益剰余金	4,032,733
次年度繰越利益剰余金	4,164,147

貸 付 経 理	
(収 入)	千円
組合員貸付金利息	14,694
連 合 会 交 付 金	70
利息及び配当金	1
計	14,765
(支 出)	千円
職 員 給 与	3,314
旅 費 ・ 事 務 費	1,468
委 託 費	244
賃 借 料	1,149
負 担 金	557
普 及 費	1,953
消 費 税	401
支 払 利 息	10,210
連 合 会 払 込 金	0
宿泊経理へ相互繰入	25,000
そ の 他 の 支 出	57
計	44,353
差引当期損失金	29,588
前年度末利益剰余金	252,982
次年度繰越利益剰余金	223,394